

公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
本部長 平山 満 様

栃木県知事 福田 富一

県有財産売却媒介依頼書

下記の栃木県有財産売却の媒介について、協定書第 3 条第 1 項の規定に基づき依頼します。

記

1 依頼する県有財産

所在地	地目	登記地積(㎡)	売払価格(円)	備 考
小山市西城南六丁目12番 1	宅地	1,406.34	55,917,000	建物付
那須塩原市下永田六丁目1262 番 1	宅地	2,019.55	18,040,000	建物付
真岡市西郷字大田山2585番536	宅地	199.34	3,580,000	
栃木市大塚町字山ノ神1258番 2 外 5 筆	山林・田	2,015.97	4,431,200	
那須塩原市下厚崎字東原 5 番118	山林	43,404	197,490,000	
那須塩原市下厚崎字東原 5 番193	山林	3,463	14,410,000	

2 契約の条件

- (1) 土地売買代金は、契約締結後 20 日以内に一括納入となります。
- (2) その他については、協定書を参照してください。

3 添付資料

物件調書

栃木県経営管理部
管財課財産活用推進室 益田
TEL 028(623)2095
メール masuday2402@pref.tochigi.lg.jp